

お申し込みの前に必ずお読みください。

京成トラベルサービス 国内募集型企画旅行 取引条件説明書

この書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書の一部です。契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、京成トラベルサービス株式会社（以下「当社」といいます）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。また契約内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行予約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

1. 旅行のお申し込み方法

(1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

宿泊付旅行		日帰り旅行	
旅行代金	申込金 (おひとり)	旅行代金	申込金 (おひとり)
30,000円未満	6,000円	10,000円未満	3,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円	10,000円以上30,000円未満	6,000円
60,000円以上90,000円未満	18,000円	30,000円以上	9,000円
90,000円以上	旅行代金の20%		

(2) 当社及び旅行パンフレットの受託販売欄に記載された当社の受託旅行業者の営業所（以下「当社」といいます）は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による予約の受付を行います。この場合、予約の時点では契約が成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は、当社らの営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第2項(2)、第12項(1)及び第17項(2)によります。

- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の都合等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みの際、お客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払戻すべき額を通知した日となります。
- ④ 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. 契約の成立時期

(1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。

- ① 店頭（及び当社らの外務員による訪問販売）の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第1項(1)の申込金を受領した時。
- ② 電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社らがお客様から第1項(1)の申込金を受領した時。

(2) 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知を受けた時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をファクシミリ、電子メール等で行う場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 中学校入学期前の方のみご旅行の場合、当社は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 最少催行人員は、旅行パンフレットに記載します。
- (4) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためご介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (6) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約責任者によるお申し込み

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者と間で行います。

(2) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 確定書面の交付

- (1) 当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した確定書面を運送とも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。
- (2) コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合は、旅行パンフレットに記載します。

6. 旅行代金の適用及びお支払い期限

- (1) 特に注釈のない限り、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金となります。ただし、満3歳以上6歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・寝具等必要とする場合は、こども代金を適用します。
- (2) 旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。航空機利用の場合本項(1)の幼児も当該旅行代金を適用します。
- (3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、利用便の選択、利用便の等級の選択、宿泊施設指定の選択、1人部屋追加代金、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。1人部屋追加代金は大人、こども一律、1名様代金です。
- (5) 旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、第13項(1)の「違約料」及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告（ポスター、パンフレット、ホームページ等）における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
- (6) 旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席）、宿泊費、食事代、消費税等の諸税、サービス料金及び特に明示したその他の費用等。
 - (2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
 - (3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）。
 - (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (3) ご希望者のみご参加されるオプションツアーの代金。

9. 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。
- (3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第9項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用（当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）に増額又は減額が生じた場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも係らず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

11. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、航空券再発券に関する費用（利用航空会社により異なります）とお客室1名様あたり6,300円（消費税込み）の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けられた方が、その旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、利用便の予約や氏名変更ができない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

12. お客様による契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様は、いつでも第14項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

(2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表示欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
- ② 第10項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社がお客様に対し、第5項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

13. 当社による契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項(6)の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は、その翌日にお客様と同等の契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に絶えられないと認められたとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様が他のお客様に旅行パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行については13日前）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうけに、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいは当社がおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払戻します。

14. 取消料

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室あたり）のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
① 20日目に当たる日より前	無料	旅行代金の20%
② 20日目に当たる日以降 8日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
① 11日目に当たる日より前	無料	旅行代金の20%
② 10日目に当たる日以降 8日目に当たる日まで		
③ 7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%	
④ 4日目	旅行代金の40%	
⑤ 当日	旅行代金の50%	
⑥ 無運送不参加又は旅行開始後	旅行代金の100%	

* 出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。ただし、旅行パンフレットの「取消料等」に当社の定める期限を記載している場合は、当該期限以降の変更はできません。

* 当社の責とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

15. お客様による契約の解除（旅行開始後）

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたときは、第12項(1)の規定に係らず取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社に帰すべき事由によるものでないときに限り）を差し引いた金額をお客様に払戻します。

16. 当社による契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することができます。
 - ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に絶えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者に当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- (3) 当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要す

